す

大蔵省告示第七十九号平成二年四月二十三日

が す 理 関 几 止 に 玉 銀 る 等 に する 玉 有 お 玉 .) 行 法 連 に 鉄 債 け する法 休業日に当たる場合については八営業日と定める。 規 関 法 道 る 律 絡 す 律 橋 清 権 則(大正十一年大蔵省令第三十一号)第三十六条 平 る 公 算 利 法律 平 成 4 律 事 の + 成 業 平 移 の 五 債 九 転 4 平 成十年法律第百三十六号)第二条第一 年 年 務 の に 法 成 法 債 ょ の 十四年 律 負 律第七十三号)第二条第一 務 る 担 登 第三十五号) の 負 録 の 軽 法律第九十三号) 担 の変更又は 減 の を 軽 义 減 第 る を ため 义 登 二条 る 録 に 第 た の 附 平 め 除 成 項 若 却 項 則第十条 に 平 の + の しく 規 五 成 停 項、石油 年 の 定 九 止 第二 は 年 に 度 期 規定に基づき、 日本 ょ に 度 間 IJ 項 に お を七営業日と定 若し お 政 国 しし 公団法及 [有鉄道] 府 て ١J が承 くは 緊急 て緊 び 金 登 録 第 急 継 に 清 算 L 講 に 十二条第二 ずべ た国 属 講 め 事 玉 鉱 業 ずべ る。 債 き 業 債 団 の ) 利子· き特 ただ の 特 事 の 利 業 項 別 債 支払 子 別 措 又 4 務 支 法 は 等 措 罯 払 期前 日 に 本 の 置 の 期 州 廃 処 に 本 関